

令和2年(ウ)第10020号 文書提出命令申立事件

(基本事件・平成31年(ネ)第10008号)

決 定

静岡県富士市柳島100番地10

申立人(基本事件控訴人) 株式会社北里コーポレーション

同代表者代表取締役 井 上 太

同訴訟代理人弁護士 日 野 修 男

東京都新宿区新宿2丁目5番3号AMビル9階

相手方(基本事件被控訴人) 株式会社リプロライフ

同代表者代表取締役 桑 山 正 成

同訴訟代理人弁護士 松 本 賢 人

能 勢 章

基本事件において、申立人(基本事件控訴人)から、不正競争防止法7条1項に基づき、損害の計算のための書類提出命令の申立てがされたが、当裁判所は、同申立てを相当と認め、同項に基づき、次のとおり決定する。

主 文

相手方は、本決定送達の日から14日以内に、別紙文書目録記載の各文書を当裁判所に提出せよ。

令和2年10月9日

知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

森

義



裁判官

佐

野

信



裁判官

中 島 朋



(別紙) 文書目録

平成27年7月26日から令和2年7月31日までの間の以下の各文書

- (1) 貸借対照表, 損益計算書, 法人事業概況説明書を含む決算報告書
- (2) 営業報告書
- (3) 確定申告書控え (添付書類を含む。)
- (4) 総勘定元帳
- (5) 売上元帳
- (6) 仕入元帳

これは謄本である。

令和2年10月9日

知的財産高等裁判所第2部

裁判所書記官 平井和実

